

薬生監麻発 0613 第 1 号  
令和 5 年 6 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、令和 5 年厚生労働省告示第 212 号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

## 記

### 1 改正要旨

- 検定基準における「乾燥ガスえそウマ抗毒素」、「乾燥ジフテリアウマ抗毒素」、「乾燥はぶウマ抗毒素」、「乾燥ボツリヌスウマ抗毒素」及び「乾燥まむしウマ抗毒素」の規定において、たん白質含量試験に係る規定を削除し、検定手数料及び検定に必要な試験品の数量を変更。
- 「乾燥スルホ化人免疫グロブリン」の規定において、抗補体性否定試験に係る規定を削除。
- 製剤の規定における手数料について、製造・試験記録等要約書の審査に係る手数料を加算し、検定手数料を変更。

### 2 適用時期

公布日（令和5年6月13日）

### 3 標準的事務処理期間

今回の一部改正による変更はない。

なお、検定告示に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間については、「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日付け薬発第960号厚生省薬務局長通知）の別表に示されているところである。令和5年6月13日現在、当該通知の別表に掲げる医薬品（既に検定告示から削除されたものを除く。）を含め、これまでに検定告示に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間を別紙のとおりまとめたので、参考にされたい。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

## ○厚生労働省告示第二百七二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年六月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥ガスえそウマ抗 毒素	<u>219,600円</u>	<p>1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u></p> <p>2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 <u>2本</u></p>	乾燥ガスえそウマ抗 毒素	<u>260,400円</u>	<p>1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>4本</u></p> <p>2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥ジフテリアウマ 抗毒素	<u>219,600円</u>	<p>1 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 <u>15本</u></p> <p>2 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 <u>9本</u></p> <p>3 内容量が液状製剤として4mLに相当する量であるとき。 <u>7本</u></p>	乾燥ジフテリアウマ 抗毒素	<u>260,400円</u>	<p>1 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 <u>16本</u></p> <p>2 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 <u>10本</u></p> <p>3 内容量が液状製剤として4mLに相当する量であるとき。 <u>8本</u></p>

		<p>4 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 <u>5本</u></p> <p>5 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u></p>			<p>4 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 <u>6本</u></p> <p>5 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>4本</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水痘抗原		<u>483,000円</u>	(略)	水痘抗原	<u>459,900円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
精製ツベルクリン (一般診断用)		<u>565,500円</u>	(略)	精製ツベルクリン (一般診断用)	<u>542,500円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥はぶウマ抗毒素		<u>219,600円</u>	<p>1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u></p> <p>2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 <u>2本</u></p>	乾燥はぶウマ抗毒素	<u>260,400円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥ボツリヌスウマ 抗毒素		<u>219,600円</u>	<p>1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u></p> <p>2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 <u>2本</u></p>	乾燥ボツリヌスウマ 抗毒素	<u>260,400円</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥まむしウマ抗毒素	<u>219,600円</u>	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u> 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 <u>2本</u>	乾燥まむしウマ抗毒素	<u>260,400円</u>	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 <u>4本</u> 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 <u>3本</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
加熱人血漿たん白	1 発熱試験法によるとき。 <u>184,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>164,600円</u>	(略)	加熱人血漿たん白	1 発熱試験法によるとき。 <u>161,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>141,600円</u>	(略)
人血清アルブミン	1 発熱試験法によるとき。 <u>184,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>164,600円</u>	(略)	人血清アルブミン	1 発熱試験法によるとき。 <u>161,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>141,600円</u>	(略)
乾燥人フィブリノグン	<u>158,100円</u>	(略)	乾燥人フィブリノグン	<u>135,100円</u>	(略)
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	<u>117,200円</u>	(略)	乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	<u>94,100円</u>	(略)
乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	<u>111,400円</u>	(略)	乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	<u>88,300円</u>	(略)
乾燥濃縮人血液凝固	<u>323,300円</u>	(略)	乾燥濃縮人血液凝固	<u>300,300円</u>	(略)

第X因子加活性化第 VII因子			第X因子加活性化第 VII因子		
人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>440,100円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>419,800円</u>	(略)	人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>417,100円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>396,800円</u>	(略)
乾燥イオン交換樹脂 処理人免疫グロブリ ン	<u>398,200円</u>	(略)	乾燥イオン交換樹脂 処理人免疫グロブリ ン	<u>375,200円</u>	(略)
乾燥スルホ化人免疫 グロブリン	<u>295,800円</u>	内容量が液状製剤と して 5mL、10mL、20m L、50mL又は100mLに相 当する量であるとき。 <u>1本</u>	乾燥スルホ化人免疫 グロブリン	<u>389,900円</u>	内容量が液状製剤と して 5mL、10mL、20m L、50mL又は100mLに相 当する量であるとき。 <u>3本</u>
pH4処理酸性人免 疫グロブリン	<u>398,200円</u>	(略)	pH4処理酸性人免 疫グロブリン	<u>375,200円</u>	(略)
pH4処理酸性人免 疫グロブリン(皮下 注射)	<u>522,200円</u>	内容量が 5mL、10mL 又は20mLであるとき。 <u>3本</u>	pH4処理酸性人免 疫グロブリン(皮下 注射)	<u>499,200円</u>	内容量が 5mL、10mL又 は20mLであるとき。 <u>3本</u>
乾燥pH4処理人免 疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>542,500円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>522,200円</u>	(略)	乾燥pH4処理人免 疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>519,500円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>499,200円</u>	(略)
乾燥ペプシン処理人	1 発熱試験法に	(略)	乾燥ペプシン処理人	1 発熱試験法に	(略)

免疫グロブリン	よるとき。 <u>184,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>164,600円</u>	(略)	免疫グロブリン	よるとき。 <u>161,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>141,600円</u>	(略)
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	<u>398,200円</u>	(略)	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	<u>375,200円</u>	(略)
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	<u>398,200円</u>	(略)	乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	<u>375,200円</u>	(略)
抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>766,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>746,600円</u>	(略)	抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>743,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>723,600円</u>	(略)
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>766,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>746,600円</u>	(略)	乾燥抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>743,900円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>723,600円</u>	(略)
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>869,300円</u> 2 エンドトキシン試験法による	(略)	ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>846,300円</u> 2 エンドトキシン試験法による	(略)

	とき。 <u>849,100円</u>			とき。 <u>826,100円</u>	
抗D (Rho) 人免疫グロブリン	<u>226,000円</u>	(略)	抗D (Rho) 人免疫グロブリン	<u>203,000円</u>	(略)
乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>226,000円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>205,700円</u>	(略)	乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>203,000円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>182,700円</u>	(略)
抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>439,100円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>418,900円</u>	(略)	抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>416,100円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>395,900円</u>	(略)
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>439,100円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>418,900円</u>	(略)	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>416,100円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。 <u>395,900円</u>	(略)
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>541,500円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。	(略)	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 <u>518,500円</u> 2 エンドトキシン試験法によるとき。	(略)

	521,300円	
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	192,800円	(略)
乾燥濃縮人α <sub>1</sub> 一プロテイナーゼインヒビター	419,100円	(略)
人ハプトグロビン	91,200円	(略)

  

	498,300円	
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	169,800円	(略)
乾燥濃縮人α <sub>1</sub> 一プロテイナーゼインヒビター	396,100円	(略)
人ハプトグロビン	68,200円	(略)

## 2 検定基準

### 生物学的製剤

(略)

#### 乾燥ガスえそウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ガスえそウマ抗毒素の条の3.2.1及び3.2.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥ジフテリアウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ジフテリアウマ抗毒素の条の3.2.1及び3.2.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥はぶウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥はぶウマ抗毒素の条の3.2.1及び3.2.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ボツリヌスウマ抗毒素の条の3.2.1及び3.2.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥まむしウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥まむしウマ抗毒素の条の3.2.1及び3.2.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥スルホ化人免疫グロブリン

## 2 検定基準

### 生物学的製剤

(略)

#### 乾燥ガスえそウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ガスえそウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.2及び3.2.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥ジフテリアウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ジフテリアウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.2及び3.2.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥はぶウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥はぶウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.2及び3.2.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ボツリヌスウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.2及び3.2.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥まむしウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥まむしウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.2及び3.2.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

#### 乾燥スルホ化人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の乾燥スルホ化人免疫グロブリンの条の3.  
9に規定する試験法によるものとする。  
(略)

生物学的製剤基準の乾燥スルホ化人免疫グロブリンの条の3.  
6及び3.9に規定する試験法によるものとする。  
(略)

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

検定品目	標準的事務処理期間 (日)		
インフルエンザワクチン	60		
インフルエンザHAワクチン	80		
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	60		
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100		
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	80	
	最終段階	60	
乾燥ガスえそウマ抗毒素	70		
不活化狂犬病ワクチン	70		
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80		
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	70		
ジフテリアトキソイド	70		
沈降ジフテリアトキソイド	70		
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70		
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70		
水痘抗原	40		
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60		

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）	60
4価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	90
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン（一般診断用）	80
細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K - 1 4 細胞由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・H B s 抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
乾燥B C G 膀胱内用（コンノート株）	80
乾燥B C G 膀胱内用（日本株）	80
乾燥B C G ワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）	60
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	60
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	60
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70
沈降精製百日せきワクチン	100

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（最終段階）	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン（担体たん白質結合型）	50
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	70
不活化ポリオワクチン	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥まむしウマ抗毒素	70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	60
乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60
人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	60
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D(Rh o)人免疫グロブリン	50
乾燥抗D(Rh o)人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
乾燥濃縮人 $\alpha_1$ -プロテイナーゼインヒビター	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。